

ニュース・レター

NEWS LETTER
Aug. 2008vol.
53

米国環境NGO「Environmental Working Group」

日焼け止めの安全性から、洗剤に使われる殺菌剤や子どもやペットの化学物質汚染など、幅広いテーマで成果を上げ、アメリカで注目されている環境NGOで、9月27日の国際シンポジウムのために初来日します。写真は「Environmental Working Group」のニュース。



CONTENTS

- ② 米国環境NGO・EWGよりリチャード・ワイルズ氏が来日！
- ④ 中地 重晴・WGでの論点整理が終わった化審法見直し合同会合
- ⑥ 中下 裕子・「化学物質政策基本法制定を求めるネットワーク」が設立されました！
- ⑦ 小椋 和子・廃プラ（その他プラ）処理に関わる諸問題——〈後〉
- ⑩ 草刈 秀紀・生物多様性基本法が施行されました！
- ⑫ 森脇 靖子・重金属問題連続セミナー 第4回 報告 母子毛髪ミネラル分析について
- ⑭ 植田 武智・カナダで世界初の環境ホルモン規制！

米国環境NGO・EWGより リチャード・ワイルズ氏が来日！

情報の力で政策は変わる

きたる9月27日（土）に開催されるダイオキシン環境ホルモン対策国民会議10周年記念国際シンポジウムでは、米国の環境NGO、環境ワーキンググループ（Environmental Working Group; EWG）の共同創設者であるリチャード・ワイルズ氏をゲストスピーカーの一人として迎えます。EWGって、実は、すごい団体なのです。ワイルズ氏の講演の前に、EWGのホームページを参考に、どのような団体なのかを、簡単にご紹介します。

（橘高真佐美）

EWGって何？

EWGは、情報の力を活かして、健康と環境を守ることを目的に、1993年にケン・クック氏とリチャード・ワイルズ氏によって設立された米国の環境NGOです。EWGの目標は、化学物質の汚染に影響を受けやすい子どもや赤ちゃん、そしてまだおなかの中にいる胎児を守ること。そのために、消費者に知られていない事実を調査によって明らかにし、汚染者にその事実を理解させ、政府に規制を見直すように働きかけています。一般消費者にとっても使いやすい実用的な情報も提供しています。

日本では、EWGという団体の名前を知っているという方はまだまだ少ないと思いますが、米国では有力な環境NGOの一つで、EWGの調査はマス・メディアで取り上げられる機会も多くあります。EWGについて、たとえば、大手新聞社のUSA Todayは「政治的影響力のある団体」、AP通信社は「コン

ピューター・プログラマーと、政策の専門家と、技術者の環境分野のドリーム・チーム」というように紹介しています。

こんな情報を知りたいと思ったらEWGのホームページを使ってみよう

ある物質には発がん性がある、というような記事を読んだり、話を聞いたりすることがあります。でも、買い物に行って、商品のラベルを見ても、小さな字のカタカナが並んでいて、その危ないといわれる成分が入っているのか、その製品が安心できるものなのか、よくわからないので、結局いつものシャンプーを買っておいた、なんてことはありませんか。EWGのホームページ（www.ewg.org）は英語ですが、とっても便利な情報源です。たとえば、EWGのホームページにある「Skin Deep」というデータベースには、化粧品、洗剤、日焼け止め、コンタクト製品、

香水など、2万5千もの製品が登録されていて、製品のブランドや製品名を入力すれば、どのくらい安全なのかが点数がつけられていて、ひと目で危険度がわかります。日本にもアメリカから輸入されている化粧品なども多いので、ぜひ試してみてください。

Skin Deepの他にも、どういう野菜に残留農薬が多いかがわかるガイドブック、体重を入力すると1週間に自分が食べてもよい量のマグロの分量がわかる「マグロ計算機」、安全な哺乳瓶の選び方、ペット製品に含まれる化学物質など、身近な製品に含まれる化学物質について分かりやすく解説されています。

それでアメリカの政策は変わったの？

2007年に、Skin Deepのデータベースから、多くの日焼け止めが、容器や包装の記載に反して、安全ではなく、紫外線を防ぐ効果もないことがわかりました。この事実は、CBSやABCなどの全米テレビ・ネットワークの有名ニュース番組、ニューヨーク・タイムズ、シカゴ・トリビューンなどの大手新聞など350以上の媒体で取り上げられました。その結果、米国食品医薬品局（FDA）が、日焼け止めの表示に関する規制を強化し、紫外線保護の基準の試験を義務付けるという対応をせざるをえない状況を作り出すことに成功しました。

また、EWGのテフロン加工に関する提言は、米国環境庁に採用されました。2005年2月にEWGは米国環境庁にテフロン加工に使用されるPFOAについての科学的なリスク・アセスメント結果を提出しました。3M社やデュボン社もいる中、EWGだけが、科学的なプレゼンテーションを行ったのです。

液体抗菌せっけんに抗菌作用はない！？

子どもの健康と環境を守ることは、EWGの大きな目標の一つ。2008年7月に、環境ホルモン作用がある農薬、トリクロサンが、乳児の健康リスク評価をしないままに、液体せっけん、歯磨き粉、下着、子どものおもちゃなど140種類以上もの製品に使用が許可されていることを問題提起しました。トリクロサンは母乳からも検出され、子どもの発達への影響が懸念されます。さらに、EWGの調査で、トリクロサンは液体せっけんやその他の製品に抗菌作用があるとして広く使用されているにもかかわらず、効

果がないことも明らかになりました。全米医療協会や米国食品医薬品局の委員会も、抗菌せっけんと普通の石鹸では肌のバクテリアを減らす効果は変わらないと結論付けています。現在、EWGは米国環境庁に対し、家庭で使用されるすべての製品についてトリクロサンの使用を禁止することを求めています。

子ども化学物質安全法を作ろう

米国には、現在、有害物質管理法（TSCA）という法律があります。この法律は1976年に制定されて以来、一度も修正されておらず、NGOからは頼りにならない法律と言われています。制定時には約62,000の物質が、安全性データがないままに、市場に流通していました。いまでは、さらに20,000物質が安全性のデータなしに、使用されています。

赤ちゃんはこの世に生まれ落ちた瞬間には、すでに300種類もの産業化学物質を体内に取り込んでいます。EWGの実験では、455種類の化学物質が検出され、この値が安全だといえるかどうかは誰にもわかりません。一方、子どものがんや自閉症、ADHD、学習障害、不妊、奇形児が増加しています。まだこれらの病気と化学物質汚染の関係が明らかになっていないわけではありませんが、TSCAだけでは、米国政府には市場にある高度に有害な物質からでさえ、市民を守る力はないのです。

そこで、EWGでは子ども化学物質安全法を制定しようというキャンペーンを行っています。現在のTSCAでは、市場にある物質については、政府も製造者もその物質が安全であることを証明する必要はありません。EWGが提案する子ども化学物質安全法では、既存の化学物質規制を抜本的に見直し、すでに市場に出ている産業化学物質についても、乳幼児や影響を受けやすいグループの人々にとって安全であることを販売前に確かめることを義務付けます。その他、定期的なバイオモニタリングを実施し、米国環境庁の規制権限を拡大し、安全な代替物質への転換を推奨するというような政策を通して、子どもたちが安心して育つことができる、健康な社会をつくることを目指しています。

WGでの論点整理が終わった 化審法見直し合同会合

国民会議常任幹事 中地 重晴

2003年に化審法（化学物質審査規制法）が改正されました。その時の国会の付帯決議で5年後に見直すという条件がつけられました。その法的見直し時期が近づき、本年1月から厚生労働省の厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会、化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会、経済産業省の産業構造審議会化学・バイオ部会、化学物質管理企画小委員会、環境省の中央環境審議会環境保健部会、化学物質環境対策小委員会の3つの委員会が合同で「化審法見直し合同会合」を開催し、検討してきました。

3つの審議会の委員は複数の委員会に所属している人もいますが、それでも総勢40名を超える大所帯で、じっくり意見を交わして、議論することができません。日程調整だけでもなかなかそろわないということで、1月31日に本委員会を1度行い、その後は15人ほどのワーキンググループ（以下WG）で、論点を整理する作業を行ってきました。このWGに産業界からの委員が5名に対し、市民側は2名と少ないので、増員するようにと意見を言いましたが、改善されることなく、4回のWGが開催され、論点整理が一通り終了しました。

第1回WGは2月19日に開催、テーマはライフサイクルにおける使用実態を考慮した化学物質管理で、MSDSを消費者まで伝わるようにすべきだ。GHSで製品中の化学物質の有害性を表示するということを提案しました。高懸念物質について、今の化審法では高蓄積性、難分解性のものしか対象にしているが、REACHのように発がん性、生殖毒性なども含めて規制していく必要があるという意見も出

しました。

2回目は3月27日に開催され、テーマはリスク評価の必要性和効率的実施方法で、化学物質の審査をリスクベースでやる場合に、リスク評価をどうしていくか、ハザードデータ種類とその収集方法、数量や用途情報の種類と収集方法、企業秘密をどのように取り上げるかということが議論されました。リスク評価の方法については、複合影響などをどう評価するのか問題提起しました。

3回目は5月29日に開催され、新規化学物質審査制度のハザード評価方法のあり方、現行の新規化学物質の審査方法と、ナノテク材料をどう扱うかが議論となりました。QSARを用いて、動物実験にかかわるリスク評価ができないかがテーマでした。既存物質のナノ粒子は新規物質として取り扱うべきだ。ナノ物質のリスク評価をきちんと行うべきだという意見を述べましたが、他の委員からの反応はありませんでした。

4回目は7月10日に開催され、テーマは今後の化学物質管理のあり方、化審法と化管法との連携、規制と自主管理のベストミックス、ジャパンチャレンジプログラムの評価、事業者への安全性データ提出方法などでした。

WGの論点整理の最終回でまとめの議論をすることになっていましたが、事前に事務局から国際協調を図ることも念頭に入れた抜本的な化審法改正のイメージが提案され、議論されました。今までの制度は、新規物質については、難分解性、高蓄積性があるかどうか、ハザード情報（有害性情報）をもとに、1特、2特という使用禁止、用途制限のある物質と監視物質という製造、使用量の報告を義務付けた物

質をリスト化し、管理してきました。2003年の改正で生態系への影響もチェックすることになりました。それ以前に許可された物は既存物質として生態毒性についての試験が行われていないのが課題とされてきました。

今回の事務局提案では、基本的にはリスクベースで評価することと、既存物質と公示物質（新規物質として登録され5年を経過し物質名等を公表された物）については、製造、輸入量、用途情報を毎年報告することを義務付ける。第一次リスク評価を行ったうえで、優先評価物質リストを作成し、詳細なリスク評価を行う。その際、事業者にはデータ提供を指示できるといった抜本的な改正案が提出されました。

今まで日本で流通している化学物質の量は、経産省が3年に1回実施するアンケートに任意に答える形式でしか、事業者からの製造量の報告はありませんでした。日本でどれだけの化学物質が製造、使用されているのかは誰も把握していない状況でした。EUのREACHとの整合性も念頭に置き、今回の化審法改正を機に、化学物質の製造量・用途情報の報告を事業者には義務付けることが提案されました。また、既存、新規を問わず、すべての化学物質を対象にリスク評価を行うという提案も大幅な変更点です。

ただ、問題は優先評価物質リストをいつまでに作成するのか、SAICMの2020年目標にあわせて、作成期限達成年度を明確にして制度改革しなければ、現状となんら変わらず、意味がないことです。この点について、達成年度を明確にすることを質問しましたが、明確な返答は返ってきませんでした。

日本もEUやカナダ、アメリカの化学物質管理制

度の改革に引きずられて、国際的な整合性のある制度に変えていこうとする点は評価できます。形だけの改正にならないように実質的な改正にするよう、これからも委員会の中で意見を出していかなければいけないと思っています。

これからは8月28日と10月23日に開催される合同会合で中間取りまとめの報告書案を検討し、パブリックコメントを実施したうえで、最終的な化審法見直しの報告書がまとめられる予定です。

日本の化学物質政策の問題点として、省庁縦割りで総合性に欠如していること。化学物質の安全性評価について、化審法施行以前からある既存物質についてほとんどなされていないこと。循環型社会ということで、製品の製造・使用・廃棄までライフサイクル全体を管理するものにしていかなければいけないこと。シックハウスや化学物質過敏症のような被害者の救済は制度化されていないことなどまだまだ課題があり、化学物質政策基本法を制定して、化学物質管理を総合的一括管理するべきだという国民会議の政策提言を委員会の場でも提案していきたいと思っています。市民のために役立つ化学物質管理政策に転換させていくためには、これから開催される委員会には多くの方に傍聴していただき、市民も注目していることを委員や国に無言で伝えるようにしていきたいと思っています。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

「化学物質政策基本法制定を求めるネットワーク」が設立されました！

事務局長 中下 裕子

●Tウオッチシンポジウム「どうする化学物質管理～化審法改正に向けた市民からの提案～」開催

去る6月7日、Tウオッチの総会記念シンポジウムが開催されました。基調報告として、まず倉阪秀史千葉大学教授が「化学物質政策基本法の提案」と題する講演をされ、次いで、Tウオッチ代表の中地重晴氏が「化審法見直し合同会合の経過報告」をされました。

倉阪教授は、昨年11月に、市民団体向けの「法案作成講座（連続4回）」を主宰され、「化学物質政策基本法案」を作成されたので、その経過や基本法案の内容について報告されました。実は、私もこの講座に参加させていただきましたが、とても有意義な講座でした。国民会議が提言した「化学物質政策基本法」試案は、実はこの時に作成されたものがベースになっています。

2つの基調報告に引き続き、倉阪教授に加えて、織朱實関東学院大学教授、中地氏、中下によるパネルディスカッションが村田幸雄氏（WWFジャパン）をコーディネーターとして行われ、なぜ基本法が必要なのかなどについて、会場参加者を交えた討論が行われました。

●ケミネットの設立

同シンポジウム終了後、引き続き、ケミネットの設立総会が開催されました。

これまで、化学物質問題に係わるNGOは、共同して、「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」、「化学物質管理のあり方に関する市民からの提案」を公表し、EUのREACHのように化学物質の一元的・総合的管理を実現することを政府に求めてきました。今般の化審法の見直しを機に、既存の化学物質政策の抜本的見直しと、化学物質管理の基本理

念・基本戦略を定める基本法の制定、さらにその下での化審法などの個別法の見直し・整備を、強く働きかけていくことが求められています。そのためのネットワーク組織を設立し、大きな国民的運動を展開していかなければなりません。そこで、Tウオッチ、国民会議が中心となって、各団体に呼びかけて、ケミネットの設立に至ったものです。Tウオッチ代表の中地重晴氏（国民会議の常任幹事でもあります）と中下が共同代表を務めています。

●ケミネットの活動

現在、ケミネットには、Tウオッチ、国民会議のほか、化学物質問題市民研究会、WWFジャパン、エコケミストリー研究会、反農薬東京グループ、日本消費者連盟、全国労働安全衛生センター連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター、協同組合石けん運動連絡会、きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会、ふえみん、アイコーブ宮城、生協「オルタ」、市民がつくる政策調査会、市民科学研究室などの団体が参加・賛同（検討中）しています。今後、さらに多くの団体に働きかけて、参加・賛同団体を増やしていきたいと考えています。

具体的な活動としては、当面は、国民会議の試案を参考にして、基本法案や個別法案の骨子の作成、基本法の制定を求める署名活動、一般向けリーフレットの作成、シンポジウム等の開催などを企画しています。11月8日（土）午後に全水道会館でシンポジウムの開催を予定しています。詳細が決まりましたら、お知らせしますので、ぜひご参加下さい。また、近く署名活動を始める予定ですので、よろしくご協力をお願いします。

将来に禍根を残さぬよう、総合的な化学物質管理の確立と個別法の抜本的見直し・整備を実現させるために、大きな声を上げていきましょう！

廃プラ（その他プラ）処理に関わる諸問題——〈後〉

廃棄物系化学物質による健康被害者支援科学者グループ 小椋 和子

目次

〈前編〉（前号）

はじめに

1. ゴミ焼却の問題点
2. 容器包装リサイクル法の問題点
3. 一般廃棄物の「その他プラ」のリサイクルの仕組みと問題点
4. あるリサイクル業者、ケミカルリサイクルの現場
5. 廃プラ施設周辺の健康被害
6. 健康被害が無視される理由

〈後編〉

7. 各自治体の廃プラリサイクル新事情
8. プラスチックリサイクルの現状
9. プラスチックの処理はどうあるべきか
10. 国民の健康を守る法律はあるか
11. 有害物質から身を守る方法（終わりにかけて）

7. 各自治体の廃プラリサイクル新事情

最近の自治体の廃プラ事情は様変わりしてきた。寝屋川市同様に廃プラの中間処理による健康被害を恐れて各地で建設反対運動がおきている。町田市は3度も中間施設建設を断念したが、市長の交代と共に住民協議会を結成してごみ減量運動を進めている。一方、多摩市は近接する川崎市はるひ野や稲城市の住民の反対にもかかわらずリサイクル施設の建設を強行し、この春（2008年）から稼働を開始した。

一方、杉並病でゆれた杉並区は容器包装リサイクル法に基づく廃プラの全面リサイクルに今年度から突入した。廃プラ圧縮施設を住宅地に建設する危険性を避け、板橋区ならびに今年度から足立区まで廃プラを運送し、産業廃棄物処理業者に圧縮を委託している。ここでは手選別と圧縮を行い、ベールにする。その後は容器包装リサイクル協会で処理を受注した会社がベールを引き取りにくる。

この方式はかなり多くの自治体が採用していることが最近わかった。たとえば、廃プラも可燃ごみとして焼却していた横浜市は市長の選挙公約に従ってリサイクルを行うこととし、圧縮処理を某処理専門会社に委ねている。これらの処理会社は住宅地から離れており、住民への影響は少ないと言う。

圧縮を自区内で行わないことは住民の廃プラ圧縮施設の建設反対運動を回避し、さらに自区内での焼却による環境汚染の量を削減し、リサイクルを求める住民の希望をかなえるという一石三鳥なのである。

しかし、次項に述べるリサイクルの実態ならびに運送やリサイクルに必要とするエネルギーや移動や処理の環境汚染、手選別や圧縮施設で従事する職員の健康被害、また、コストを考えるとこの方法ははたして本当に賢明な方法なのだろうか、単に自分の敷地外で有害物質の処理を託しただけなのではないか。

容器包装リサイクル法に該当しないプラスチックは約半量存在する。埋め立てが不能の場合はこれらは焼却されるのである。容器包装リサイクル法で回収したその他プラの約半量は産業廃棄物となっている。そのことを考えると、廃プラの70%位が事実上焼却されたり産業廃棄物として埋め立てられているのである。

二酸化炭素排出、エネルギー消費、コストについてライフサイクルアセスメントを行い、さらに環境汚染、健康被害などを検討した場合にこの方法は誤りという結果が出ると思う。本来はプラスチックを製造する企業がこれらを請け負うのが当然である。そうすれば製造者もむやみにプラスチックを氾濫させることもなくなろう。

消費者はプラスチック削減に努力し、企業に対して拡大生産者責任を要求するのが本来の役目である。役に立たないリサイクルを声高に叫ぶのはやめるべきである。このその他プラのリサイクルはエコではなく、

環境汚染を他所におしつけているエゴなのである。

環境省は国民の健康を守るよりも産業活動を守っていることは水俣病やイタイイタイ病などの公害病の経緯を見れば明らかである。消費者は被害を受けないように自らプラスチックを回避する行動をするべきであり、おそらくその結果が行政に反映されることになるであろう。

8. プラスチックリサイクルの現状

2007年12月に発表されたプラスチックリサイクル促進協議会のパンフレット（プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況2006年）によると、一般廃棄物に関してはペットボトルや発泡スチロールなど別途収集されているプラスチックが主と推定される再生利用が12%、焼却が71.3%（内訳：油化・ガス化・高炉・コークス炉原料が4.7%、固形燃料が1.8%、廃棄物発電が37%、熱利用焼却が9.1%、単純焼却が18.7%）、埋め立てが16.7%である。昨年度にくらべると埋め立て量が減少している。容器包装リサイクル法の対象プラスチックはこのなかで70%を占める。

一般廃棄物のその他プラはこのように再生利用はかなり困難であり、結局は焼却によって処理されるのである。

9. プラスチックの処理はどうあるべきか

ペットボトルについては元のペットに戻すことが可能なので今回はほとんどふれなかったが、ペットボトルについてもリサイクルを完全に行うことは不可能で、いずれは焼却される運命にある。

その他プラについてはすでに述べたように材料リサイクルはメーカーも不可能であることを表明している。残念ながら、油化、高炉利用、コークス製造、ゴミ発電等、最終的には焼却する結果となっている。所詮、プラスチックは石油製品であり、その他プラを石油の代替品として考えるべきであろう。そのためには焼却したとしても有害物質を発生しない物質を使用し製造しなくてはならない。

製造者が廃棄物となるまで責任を持つべきである。産業で利用する場合と異なり各家庭に入り込む製品の場合には収集方法を含め、その処理方法を含めて設計されなければならない。その際には、最小の環境汚染とゼロリスクを志向してライフサイクルアセスメント

を義務づけるべきである。

将来的には生ごみも紙ごみもさらに削減できることは十分に予測される。焼却するのはプラスチックのみということになりかねない。

すでに言い尽くされているので埋め立ての欠点をいまさら述べることはしない。埋め立てはプラスチックを環境に拡散する機会が多く、分解しにくいので、海洋や河川に流れるといつまでも浮遊する。その結果、トリの子育ての際にはエサと間違えてプラ製品を飲み込み、ヒナが死亡する例が報告されている。よく知られているのはレジ袋をクラゲと間違えて飲み込んだカメが死んで発見されたりすることである。

また、細かく砕かれたプラの破片がプランクトンの細胞の中にも存在するという。それがどのような影響を与えるかはまだわかっていない。プラスチックはその毒性だけでなく、このような物理的な特性のために地球の生物の世界を破壊させる可能性がある。

結論としては石油由来のプラスチックはこの世から無くすことが生物の絶滅を救う1つの手段である。

10. 国民の健康を守る法律はあるか

プラスチックのリサイクルの過程で有害物質が発生することをすでに述べてきたが、有害物質の発生を規制する法律はない。なぜならば、労働者の場合でも一般の人でも発生する物質が不明では現在の法律では取り締まるすべがないからである。

シックハウスについては対策が平成12年から始まった。室内空気中化学物質の指針値ならびに規制値が13項目について決められている。そのほかに総揮発性有機物（TVOC）がある。TVOCはWHOで有機物質を指定してその合計の有機物質の総量を暫定指針値（ $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）としている。

最近良く聞かれるのは、家屋内でシックハウス（化学物質過敏症）を発症して測定をすると先の13項目は指針値以下となることが多くなったという。おそらく建築家や材料メーカーが使用する化学物質を変更した結果であろう。しかし、TVOCが高いといわれている。このように名前もわからない物質が増え、かえって対策が困難となり、裁判も解決が難しくなると思われる。

一方、プラスチックから発生する揮発性有機物質の場合は室内汚染のシックハウスと異なりほとんどの物

質は名さえ不明の場合が多い。杉並中継所から発生した化学物質は同定されている種だけで400種以上である。

環境省は杉並病を契機として平成10年から「本態性多種化学物質過敏状態の研究」を継続している。しかしながら、従来の誤った手法で研究を行っているために化学物質過敏症の存在を「明らかでない」とくり返し報告している。したがって化学物質により「化学物質過敏症」を発症した被害者は「化学物質過敏症」という病名では医療保険を利用できない。

11. 有害物質から身を守る方法（終わりにかけて）

人は1日に15から20kgの空気を吸ったり吐いたりしている。重量で示したのは飲料水や食料と比較するためである。人は呼吸をしなければただちに死を迎える。屋内であろうと屋外であろうと有害物質が存在すると健康被害をうける。ましてや空気汚染を避けることはその場を逃げ出す以外には方法がない。

50年前にはこの世に存在していない化学物質で人間は被害を受けるようになった。人はまだこれらの化学物質に適応していないのである。出来る限り被害を回

避するために知識を獲得し、想像力を発揮して欲しい。消極的であるが、「君子危うきに近寄らず」が最大の武器である。

最後にあらためて述べるが、プラスチックから多くの有害物質が発生しているのである。食品をプラスチック容器に入れると、有害物質が揮発したり溶出して食品を汚染する。なるべく陶器やガラスの容器を使用し、再生可能な木材や竹材、紙を利用しよう。

プラスチックはそれ自体が毒物であると同時に揮発した物質は可燃性であり、危険であることを是非多くの人に伝えていただき、被害を避けていただきたいと思います。

文献1. 小椋和子、杉並病は終わっていない—杉並病の発症から今日まで、ピコ通信（第107号、2007年7月23日）

文献2. 小椋和子、杉並病損害賠償訴訟、あまりにも理不尽な判決内容、ピコ通信（第112号、2007年12月25日）

文献3. 樋口泰一・林 和子、高分子材料（プラスチック・廃プラスチック）の熱的ならびに機械的処理による化学物質の発生、ピコ通信（第82号および83号）

なお、「ピコ通信」は化学物質問題市民研究会が発行している機関誌である。連絡先はつぎの通りである。

化学物質問題市民研究会 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1、Zビル4階 TEL/FAX: 03-5836-4358

第15回山階芳麿賞贈呈式と受賞記念講演

（財）山階鳥類研究所誌より引用

「鳥から見える地球環境の変貌」

今回の山階芳麿賞は人間活動由来の汚染物質研究の第一人者、立川涼博士に贈られます。立川博士は、私たちの生活の便利のために使われた化学物質が鳥やその他の野生動物を含めた環境に与える影響について長年研究されてきました。受賞記念講演は、私たちの生活と地球環境問題について考えるよい機会になると思います。

【日時】平成20（2008）年9月23日（火・祝）
13:30～15:20

【場所】有楽町朝日ホール

（〒100-0006 千代田区有楽町2-5-1
有楽町マリオン11F）

【内容】

●第15回山階芳麿賞贈呈式

●受賞記念講演「鳥から見える地球環境の変貌」

受賞者 立川涼・愛媛大学名誉教授

【主催】（財）山階鳥類研究所 【共催】朝日新聞社

【後援】文部科学省、環境省、農林水産省、我孫子市、
（財）世界自然保護基金ジャパン、（財）日本

自然保護協会、（財）日本野鳥の会、
（財）日本鳥類保護連盟、日本鳥学会

◇参加費 一般は300円

◇申込み方法 往復ハガキ（1通2名様まで）に「講演会参加希望」・参加者全員の住所（郵便番号）・氏名・賛助会員／非賛助会員の区別・返信用の宛先を明記のうえ、下記へお申し込みください。

◇申込み締切 9月8日（月）必着

◇定員 550名（応募多数の場合は抽選になります）

◇申込み 〒270-1145 千葉県我孫子市高野山115
（財）山階鳥類研究所「山階賞」係

生物多様性基本法が 施行されました！

野生生物保護学会理事 草刈 秀紀

市民立法による生物多様性基本法が施行されました！ 生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)は、市民立法による基本法と言って過言ではありません。

国会議員に対するロビー活動は、1998年まで、避ける必要があります。野生生物を保全しようと立ち上がった複数の市民団体が最初に手がけたのが鳥獣保護法でした。その後、種の保存法についてもロビー活動をしました。日本の野生生物を保全する法律は、鳥獣保護法と種の保存法しかありませんでした。鳥獣保護法は、名前の通り、鳥類と哺乳類を対象にしていますが、クジラ類は適用除外されています。また、絶滅の恐れのある野生生物を保全する種の保存法は、絶滅の恐れのある種のわずか2%程度しか種の指定がされていません。野生の普通種である両生爬虫類や魚類、昆虫、様々な植物などは法律でカバーされていません。そこで法律の「傘」となる野生生物保護基本法を作ろうと動き始めました。

衆議院の佐藤謙一郎さんのご尽力でNGOと衆議院の法制局と6回程度議論を重ねて作り上げたのが野生生物保護基本法(案)です。2004年8月までに第6次素案まで作り上げました。佐藤さんから市民が作り上げる条文は、6次素案までにし、後は、国会議員に手渡すべきとの提案から、与野党共に説明に明け暮れました。野生生物保護基本法(案)については、「野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク」のホームページをご覧ください。

ロビー活動の結果、2007年民主党のマニフェストに「野生生物保護法を制定する」と明記されました。そして、参議院で与野党が逆転し、民主党が法案作成に着手しました。同年9月から12月にかけて、野生生物保護基本法(案)をベースに検討した結果、

個別法に明記した方が適切という条文も多々あり、法律の対象範囲も広めて生物多様性基本法(案)が考えられました。この「生物多様性基本法」は、環境基本法の下に来る基本法で、鳥獣保護法や種の保存法などの個別法の上に位置づけられます。(図参照)

基本法ということで、一般にも意見を求めるパブリックコメントを2008年1月15日から2月15日まで、1カ月間行われました。民主党がオープンに作業を進めた結果、公明党も生物多様性基本法を提案すると発言し、自民党も検討のための関係者ヒアリングを始めました。

4月10日に民主党が法案登録するまでの間、度々、内容の修正を求め議論しました。最終的に、与野党が合意し、合意案を5月20日に法案再登録されるまでの間、民主と与党の間で調整の付かない点、つまり、与党が合意しないポイントについて集中して議論しました。

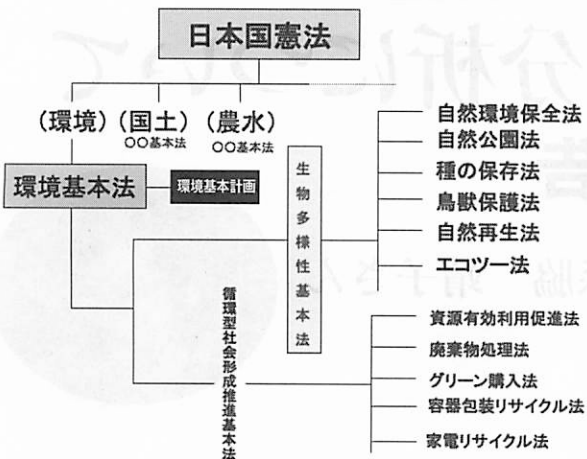
特にNGOとして与党に譲れない6項目を上げました。①2条1項：生物多様性(持続可能な利用)の定義、②13条1項から3項：生物多様性都道府県計画、③16条：事業計画の立案の段階における環境影響評価の推進、④18条1項および2項：自然環境の保全等、⑤28条：政策形成への民意の反映等、⑥付則2条：生物多様性の保全等に関する法制の整備等の6つです。

順を追って説明します。

①2条1項：生物多様性(持続可能な利用)の定義

与党が明記した「持続可能な利用」の定義は、生物の多様性の保全を優先せずに「持続可能な利用」が可能と読める書きぶりでした。従って、生物多様

日本の環境法体系



性条約に明記されている「持続可能な利用」の定義とすべきと主張し、与党も了承しました。

②13条1項から3項：生物多様性都道府県計画

この法律では、政府が作っている生物多様性国家戦略を法定計画として位置づけています。また、私達は、都道府県や市町村においても計画を義務づけることを主張しました。民主党案には都道府県は義務とし、与党案は、都道府県及び市町村は作ることができますとしました。義務規定にすべきと強く要望しました。与党は「都道府県に計画策定を義務づけることは、地方分権推進改革委員会中間取りまとめ(平成19年11月16日)との整合性からも困難。現在の与党案の記述降りであっても、環境基本法及び循環型社会形成推進基本法において、地方が策定する計画を法定していないことにかんがみれば、十分踏み込んだものとなっている。」と抵抗しましたが、結果的には、義務規定と作ることが可能という規定の間に「努力規定」があるということで「基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」となりました。

③16条：事業計画の立案の段階における環境影響評価の推進

現在、日本の環境影響評価法は、通称「事業アセス」と言っています。つまり、事業者が環境影響評価を行います。今回の法案は、その前の段階「事業計画の立案の段階における環境影響評価の推進」としています。与党は、その条文の中に「生物の多様

性に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を行う事業者等が」という言葉を明記していました。つまり、著しい影響を及ぼす事業者だけが事業計画の立案の段階で環境影響評価を行う逃げ道を作っていました。最終的には、この文言は削除されました。

④18条1項および2項：自然環境の保全等

自然環境保全法や自然公園法で明記されている部分を条文化したのですが、結果的に与党案の他の条項に、読み取れる書きぶりがあることから、そこに吸収されました。

⑤28条：政策形成への民意の反映等

国の政策形成に市民参加や民意を反映する記述です。当初、与党案には無かったものです。最終的には、「多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進」という条項に、「政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。」という記述が加えられました。これは、大きな前進なのです。

⑥附則2条：生物多様性の保全等に関する法制の整備等

この附則2条についても与党案にありませんでした。加えられた条文は「政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の再生及び保全その他の生物多様性の保全等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」です。将来の関連法改正につなげる条文が加わりました。

この他にも多くの項目がN G Oの要望で修正されました。法律は読みにくいと良く言われます。同法案の解説ブログ「生物多様性基本法」も併せて参照下さい。<http://blue.ap.teacup.com/cbd-law/> 多くの方々が「生物多様性基本法」を活用することを望みます。

母子毛髪ミネラル分析について 母子毛髪有害金属分析報告

講師：国民会議 常任幹事 森脇 靖子さん



重金属問題連続セミナーも今回で第4回目となった。昨年、国民会議と食の安全・監視市民委員会の合同で母子毛髪ミネラル分析プロジェクトチームが立ち上げられ、母子78組についての毛髪検査と食生活アンケート調査との関連などの分析がおこなわれた。

＜調査目的＞

母から子への化学物質の移行の問題は古くて新しい問題である。本調査では、主に有害5金属（水銀、鉛、カドミウム、アルミニウム、ヒ素）について、母子毛髪汚染レベルの比較に焦点が絞られた。これまでに親子の毛髪濃度と食事との関連を調べた報告はほとんどなく、その相関を探った。さらに、昨今、学習障害児や多動など子供たちをめぐる問題が顕在化しており、子供たち（0歳から15歳まで）の頭髪の水銀、鉛、カドミウム、アルミニウム、ヒ素の値などが有意に高いという報告があり（ら・べるびい研究所）、子供たちへの有害金属の進入・摂取・蓄積の現状を究明することにも注意が向けられた。この調査がきっかけとなり、子ども特有の曝露の問題、胎盤、母乳経由の可能性、遊び場、おもちゃ、子ども用品などからの有害金属曝露の問題に目が向けられ、子どもを守る動きにつながる事が望まれる。

＜調査の概要＞

実施日：2007年6月から希望者を募集（毛髪検査は2007年11月～2008年2月末に実施）

実施対象：母子78組（80組）、子ども年齢（0歳～11歳）、未婚女性33人、その他22人

測定物質：有害金属5種（As, Hg, Al, Pb, Cd）とその他ミネラル

分析：（株）ら・べるびい研究所に依頼。

調査分析：食事・生活環境アンケート調査を実施し、金属濃度との関連を分析

＜主な結果＞

▼ 5有害金属全てで平均値は母親より子どもの値が高い。ヒ素とカドミウムは男の子の方が高い。

▼ 母子比較では、子の濃度は、1～2歳で母の約2倍から18倍に達し（水銀、ヒ素を除く）3歳以降で減少し11歳には母の1～3倍程度になる。

＜各金属についての結果＞

ヒ素

*毛髪ヒ素濃度は母子の相関が水銀に次いで高い。

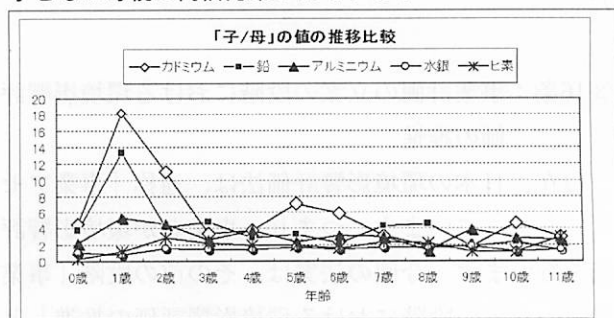
*魚介類、ワカメ、昆布の摂取と毛髪ヒ素濃度には相関がみられた。

*喫煙者の子どもの毛髪ヒ素濃度は高い。

*子どものヒ素濃度は2歳まで母親より低く、3歳以降逆転し母親より高くなる。したがって、子どもの高濃度者は4歳より年上に多い。これは母乳経由でヒ素が移行し、その後、食事（魚介類、ワカメ摂取）などにより上昇した可能性が推定される。

（日本人は魚介類や海草などからヒ素の摂取が多い。日本人のヒ素摂取量は世界でも高い。）

子どもは母親の何倍汚染されている？



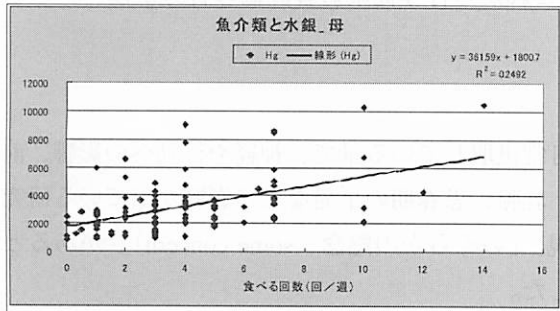
水銀

* 毛髪水銀濃度は母子間で5金属中最も高い相関を示した。

* 魚介類を食べる回数(週)と母親の毛髪水銀濃度は高い相関を示した。また、魚の練り製品も相関が見られた。子も母ほどではないが魚介類食との相関がみられた。

* 母乳と混合栄養による哺育を比較した結果、混合栄養の方が水銀は高かった。母親の歯のアマルガムは子や母の毛髪水銀濃度に影響を及ぼしているようには見えなかった。

魚介類を食べる回数と毛髪濃度(母)



アルミニウム

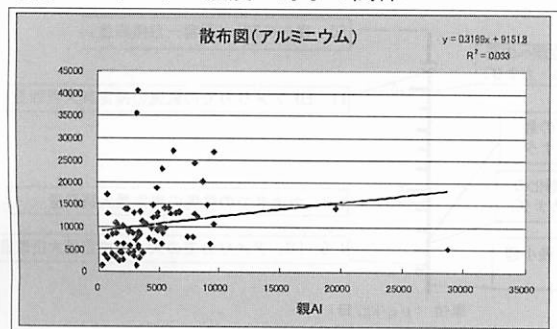
* 各年齢に子どもの高濃度者が分布。母子のアルミニウム濃度には相関がみられる。

* 子どものアルミニウム平均濃度は、8歳を除いて常に母親より高い濃度で推移する。2歳までの子どもでは(2例を除き)すべて母親を上回る。アルミニウムは胎盤を通過するように見える(なぜならば、0歳の子/母の値が2を超える)。また、母乳、混合哺育で乳児に移行する。

* 野菜や海産物の摂取が多いほど毛髪アルミニウム濃度は高い。

* アルミニウム鍋の使用者(24人)のアルミニウム平均毛髪濃度は、使わない人より低かったが(18人

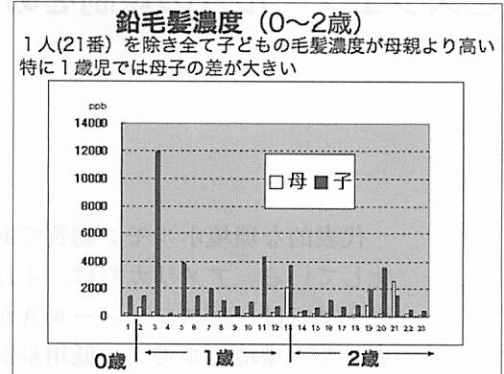
毛髪アルミニウム濃度 母子の関係



が1個使用)、5個使用の場合、子どもの毛髪濃度が全体で2番目だった。

鉛

* 毛髪鉛濃度は母子間に弱い相関が見られた。1歳の子どもの平均濃度は



異常に高く、子は母の12倍以上でカドミウムに次いで母子倍率が高い。

* 鉛は母から胎盤、母乳、粉乳(混合栄養)経由で子どもへ移行しているように見える。

* 公園によく行く子、塗料をぬった玩具を持っている子どもの毛髪鉛濃度は高い傾向にある。

* 子どもの毛髪鉛濃度の曝露源はハウスダストだといわれるが、その原因は分からない。また、食品など主要な鉛汚染の原因は今回特定できなかった。

カドミウム

* 毛髪カドミウム濃度は母子間で全く相関は見られない。

* カドミウム高濃度のほとんどが3歳未満の子どもである。78組中の母親の毛髪濃度の方が子どもより高いのは5人だけで、そのほとんどが母親本人や父親の喫煙が関係している。

* 1歳児は母親のカドミウム濃度の約18倍で5金属中最大である。胎盤、母乳経由でカドミウムが子どもに移行しているように見える。また喫煙する母親のカドミウム濃度は高い。

以上、簡単ではあるが母子毛髪分析結果を報告した。母親から子どもへの有害重金属の移行問題は、本調査の5金属だけではなく、まだ調査されていない多くの化学物質の世代間移行の可能性を示唆する重要な問題である。今後この問題のさらなる解明が、母親だけでなく、父親もふくめた子孫への化学物質の影響についての警告につながれば幸いである。

分析合同食品プロジェクトチームのメンバー：
神山美智子、植木延江、武田玲子、中川泉、蓮尾峰子、
水野玲子、森脇靖子、統計分析協力(宮野三千子)
(文責：水野玲子)

カナダで世界初の環境ホルモン規制！

ビスフェノールAの規制をめぐる国内外の新たな動き

事務局 植田 武智

代表的な環境ホルモン物質であるビスフェノールAをめぐる、海外での取り組みが活発化している。アメリカでは、4月に胎児・乳幼児の発達影響を懸念する報告書が発表された。カナダでは、ビスフェノールAが溶出するポリカーボネート製ほ乳瓶の販売禁止を政府が発表した。環境ホルモンの低用量影響に基づいた、世界でもはじめての規制措置といえる。

遅ればせながら、日本では、厚生労働省科研費による研究で、これまでにない低い用量で性周期異常の影響が確認された。食品安全委員会が、これから行う健康影響評価の行方が注目される。

ポリカーボネート製のほ乳瓶や食器からは、環境ホルモンのビスフェノールAが溶出する。90年代日本の環境ホルモン騒動のきっかけとなった事例である。

ほ乳瓶メーカーは、代替素材への転換を促進した。

しかし政府は溶出基準を見直すことはなく、規制強化の動きは見られなかった。

その後、環境省が、環境ホルモン作用が疑われた65種類の内28物質について調査を始めた。2005年には、ヒトに対する影響は確認されないと結論付けた。問題のビスフェノールAでは、ヒトでの実際の摂取量を想定したラットの実験が行われたが、異常は認められないという結果であった。日本では、環境ホルモンは空騒ぎだったという意見がさらに広がった。

アメリカ 神経・行動、生殖器官への影響を懸念

日本での空騒ぎ批判にもかかわらず、国内外での環境ホルモンの低用量影響に関する研究は増えていった。アメリカ政府の毒性物質の評価を行う機関であるNTP（国家毒性プログラム）は、2007年にそれまでに発表されたビスフェノールAの生殖毒性および発生毒性に関する科学研究のレビューを始めた。

生殖毒性については160件以上、発生毒性については60件以上に上る国内外の研究論文を一つ一つ精査し、ヒトへの健康影響評価に使えるかどうかを評価した。

2008年4月に発表された評価概要では、ヒト

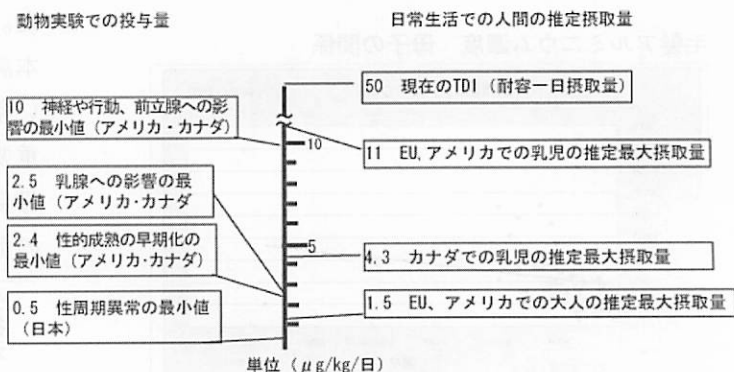
が日常摂取している量で、神経や行動への影響、前立腺、乳腺、思春期の早発などの影響が出ている研究を重視。「いくらかの懸念（some concern）」があると評価した。

ちなみにNTPの化学物質の有害性評価は5段階となっていて、「有害作用について深刻な懸念」「懸念」「いくらかの考慮」「最小限の懸念」「無視できる懸念」の順になっている。

実際にヒトの曝露量はどれくらいなのか？（下図）

アメリカでは、大人の推定摂取量は、 $0.008 \sim 1.5 \mu\text{g/kg/日}$ （1日の体重1kgあたりの摂取量）だ。主な摂取源は、缶詰とプラスチックボトルからの溶出である。一方、動物実験で母親への投与で仔の影響が観察された量は、思春期の早発で $2.4 \mu\text{g/kg}$ 、乳腺への影響は $2.5 \mu\text{g/kg}$ 、神経や行動、前立腺への影響は $10 \mu\text{g/kg}$ 。ヒトの推定摂取量の1.6倍～6.7倍である。

ビスフェノールAの動物実験での投与量とヒトの推定摂取量の比較



問題なのは乳児だ。0～6カ月の乳児の推定摂取量は1～11 μ g/kg/日。動物実験で影響がでた投与量を超えている。その摂取源は、ポリカーボネート製ほ乳瓶からの溶出が8割(8.7 μ g)、粉ミルク缶のエポキシ塗装からの溶出が2割(2.3 μ g)だ。

カナダ ポリカーボネート製ほ乳瓶の販売禁止

アメリカはリスク評価にとどまっているので、その結果がどのように行政の施策に反映されるのかは未確定な部分が多い。食品医薬品局(FDA)に対策の見直しを迫る意見もあるが、今のところ不明だ。

一方カナダでは、2006年12月の化学物質管理計画に基づき、約200種類の化学物質を優先的にレビューすることを決定。ビスフェノールAもその一つに入った。

科学的レビューだけでなく、産業界などの利害関係者との協議も行っており、以下のような対策を発表した。

1) ポリカーボネート製ほ乳瓶の輸入・販売・宣伝の禁止

2) 乳児用ミルク缶の溶出規制を厳しくする。企業と共同で代替素材の容器を促進する

これらの施策は、4月18日に保健大臣と環境大臣の連名で発表されたものだ。

カナダ政府の評価書をみると、アメリカ同様に一般の大人にとっては心配ないが、妊娠中の胎児、新生児、乳児への影響を懸念している。

神経発達および行動への影響が、実際の乳児の摂取量と同程度で起きている点や、化学物質の体内動態のデータに基づいて、妊娠女性と胎児や乳児は感受性が高い可能性があることを重視している。実験結果には科学的な不確実性が高いことを認めつつも、予防的アプローチの採用が適当だと指摘している。

カナダの施策は、環境ホルモンの低用量影響の可能性を考慮した世界でも初めての対策といえる。

EU 低用量影響は評価できないと基準を緩和

低用量影響を重視するアメリカ、カナダと対照的なのが、EUの対応だ。EUの食品安全機関(EFSA)は、アメリカに先駆けて、2007年1月にビスフェノール

Aのリスク評価を発表。様々な低用量影響の研究結果については、確実性、再現性で問題があるとして評価の対象としないと判断。また体内動態のデータでは、アメリカやカナダでの評価とは逆に、マウスやラットに比べてヒトはビスフェノールAをはるかに早く代謝排泄できるという点や、マウスが特に女性ホルモンに感受性が高いという点を重視した。その結果、それまでのTDI(10 μ g/kg/日)から5倍の50 μ g/kg/日へと改定した。

日本 これまでにない低い用量で影響を確認

一方日本では、厚生労働省の科研費による研究で、0.5 μ g/kgという低用量で影響が確認された。

リスク評価だけを委託されている食品安全委員会、販売禁止措置などを行う権限はない。現在、ビスフェノールAに関する規制は、食品容器の溶出基準があるが、そうした基準値を定めているのは厚生労働省である。しかし基準値作成の元になっているのが、EUと同じ50 μ g/kg/日というTDIだ。食品安全委員会が、国内や海外での低用量影響のデータを考慮すれば、ADIの見直しが必要となるかもしれない。そうすると、リスク管理を担っている厚生労働省も溶出基準の見直しをせざるを得ないということになる。

ただ実際には乳瓶売り場を見てみると分かることだが、ポリカーボネート製ほ乳瓶はほぼ姿を消している。それは90年代の空騒ぎといわれた環境ホルモン騒動の成果だ。赤ちゃん用品販売の大手「アカチャンホンポ」は、ポリカーボネートほ乳瓶は扱わないことを公表している。赤ちゃん用品製造の大手「ピジョン」では、ポリカーボネート製の扱いは維持しながらも、「ご不安をお持ちのお客様には、ビスフェノールAを原料に用いていないPPSU製、または、ガラス製のほ乳びんのご使用をお勧めいたしております」と代替プラスチックの製品も準備している。

その結果日本の乳児の曝露量は、すでにかなり減少していると思われる。ただ日本の新たな低用量影響のデータを重視するとしたら、粉ミルク缶のエポキシ樹脂の対策も見逃すわけに行かなくなるだろう。

出典)

1) アメリカNTPの概要 http://cerhr.niehs.nih.gov/chemicals/bisphenol/BPADraftBriefVF_04_14_08.pdf

2) カナダ政府のビスフェノールAに関するページ http://www.chemicalsubstanceschimiques.gc.ca/challenge-defi/bisphenol-a_e.html

3) EU食品安全機関のビスフェノールAに関するページ
http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_1178703466879.htm

4) 食品安全委員会へ厚生労働省から提出された資料 <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai246/dai246kai-siryoul-3.pdf>

9月27日、10周年記念国際シンポジウム 「子どもの環境と健康」のお知らせ

同封チラシにもありますが、10周年記念国際シンポの企画が決定しました。今号ニュース記事で紹介しているように、このシンポの目玉は、アメリカで化学物質規制について、数々の成果を上げている環境NGO「Environmental Working Group」が初来日することです。アメリカで成功している事例など、他所では聞くことのできない話を聞けるチャンスです。また、「奪われし未来」の共著者ピーター・マイヤーズさんからは、アメリカの化学物質規制を巡る最新情報。日本側からも、千葉大学の森先生と国立医薬品食品衛生研究所の鹿庭先生から、日本の子どもたちの環境汚染と健康影響についての科学的最新情報をお話いただきます。会員の皆様のご参加をお待ちしております。

<講演内容>

- 森 千里氏（千葉大学大学院教授・医学博士）
「へその緒が語る体内汚染」
- 鹿庭 正昭氏（国立医薬品食品衛生研究所室長）
「身近な化学製品、家庭用品等による子どもへの影響」
- ジョン・ピーターソン・マイヤーズ氏（『奪われし未来』共著者）
「科学は環境/健康問題を解決できるか～病気のない社会への新たな可能性」
- リチャード・ワイルズ氏（米環境NGO「Environmental Working Group」事務局長）
「暮らしの中の汚染は10年でこんなに減った～米環境NGO「EWG」の取組」

<会場> 国際協力事業団 総合研修センター会議場

東京都新宿区市谷本村町10-5（国際協力総合研修所内）

<参加費> 1000円 参加申し込み 先着200名。詳細は裏面をご覧ください。

※シンポジウム後、懇親会（参加費3000円）も行います（参加申し込み 別途必要）。

<申し込み方法> 同封チラシに必要事項を記入のうえ、事務局までファクス（03-5368-2736）か、メールで。

◎活動報告（08/06～08/08）

- 6月7日 有害化学物質削減ネットワーク総会
記念シンポジウム「どうする化学物質管理
化審法改正に向けた市民からの提案」
化学物質政策基本法を求めるネットワーク
（略称 ケミネット）設立
- 6月12日 常任幹事会
- 6月28日 重金属問題連続セミナー④「母子
毛髪ミネラル分析についての報告」
- 6月29日 環境省主催「化学物質審査規制法
の見直しに関するシンポジウム」にて意見発
表
- 6月29日 化学物質政策基本法を求めるネッ
トワーク（略称ケミネット）第2回運営委員
会会議
- 7月10日 化学物質政策基本法を求めるネッ
トワーク（略称ケミネット）第3回運営委員
会会議
- 7月10日 常任幹事会
- 7月24日 化学物質過敏症プロジェクト会議
- 8月7日 化学物質政策基本法を求めるネッ
トワーク（略称ケミネット）第4回運営委員
会会議

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

＝山の生き物たち＝

酷暑といわれた今年の夏も終わりました。

四季の中でも、私達が一番自然と密着する時期は、海や山に遊ぶ夏です。

私事ですが、島根にいる時は、東京の高尾山位の高さの山に早朝登山をしています。その時、いろんな自然の生き物に出会います。今日はそのモノ達のことを。

ひと山がそのまま声を出しているような蝉時雨の中を登りますと、林道では、朝の日差しで干物になりそうなミズズやカタツムリがいます。林道で遊んでいたところ、急に出た灼熱の太陽のため、草地に戻れなくなって衰弱。まだ命のあるのを一匹ずつ脇に戻してやります。林道は生き物の生態を壊します。

さらに登ると、去年の夏の終わりに出会った青大将が、同じ場所にじっとしていて挨拶をします。

急に近づいてくるのは熊蜂。スズメバチより二回り位小さいのですが、威嚇するように頭上を羽音を出してグルグル回ります。

しかし、巣を襲ったりしない限りは刺したりしませんので、「ヤア」と挨拶をしてカメラを向けると、ズームで怪獣のような蜂の写真が撮れます。

さらに頂上近くなると、黒アゲハやいろんな蝶が舞っており、歩く私に付いてきて、突然目の前にぱっと止まり、羽をひらひらさせます。まるで写真に撮ってくれと言わんばかり。オニヤンマや赤とんぼ等、それにカチカチと羽音をさせてバツが飛びます。それらをカメラに収めて昆虫の手作り絵葉書ができます。

そして、いのししがミズズを捕るために鼻で掘った穴があったり、熊が出たという話もありますが、これらにはまだ会ったことはありません。

頂上の祠では、その日1日の健康と商売繁盛を祈願。

しかし、年々、昆虫や動物の数が減ってきているのがわかります。地球の自然が衰退しています。生物多様性ということ、ヒトも地球に生かされている生き物のひとつだということを改めて思い起します。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行

ニュースレター 第53号

2008年8月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-21

戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議

編集協力・レイアウト

（有）総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>